

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 48 —



令和3年11月
編集・発行/
白子町農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

～ 酪農家を引き継いで ～

白子町古所 田邊 義輝 さん（農地利用最適化推進委員）

「酪農のことを『すごくきつい仕事』と言う人もいるけど、それってどんな仕事も同じですよ？大変なこともあるけど、楽しいこともあるし、やりがいを感じる瞬間もたくさんある。それに、牛も毎日触れ合っていると顔を覚えて近づいてきて、じゃれてくるし可愛いですよ。」と語る田邊さん。

現在、町内の酪農家は2件と少ない。白子町酪農組合が設立された昭和30年は47件であったが、農業基本調査によると昭和45年には26件、昭和61年には11件と激減している。

減少の理由は、生産過剰による価格の低迷、生産コストの上昇、経営規模拡大（乳牛飼養頭数の増）を図るためには多額の資金が必要、その他にも後継者不足など様々な要因が背景にある。

それでも酪農を引き継いだのは、物心ついた頃から乳牛との生活が当たり前で、特に何の抵抗も無く、両親の頑張る姿を見てきたからだという。

両親と妻の家族4人で酪農と水稻の複合経営を行っている田邊さんは、東京農業大学畜産学科を卒業後、北海道で2年、さらにアメリカのウィスコンシン州で1年間、酪農技術を学んだ。

現在の飼養乳牛はホルスタイン50頭。1頭当たりの産乳量は1年間で約9,000kg、全体で約450tを千葉北部酪農協同組合に出荷している。

起床は5時前、搾乳は朝5時30分と夕方5時の1日2回。餌やりは1日3回、空いた時間には牛舎の清掃、また乳牛の体調管理に四六時中気を配り休まる暇がないように思えるが、「慣れてしまえば、さほどきつさを感じないですよ。」と笑う。

「酪農を職業に選んで良かったですか？」と、ちょっと意地悪な質問を試みたところ、「もち

ろん後悔していませんよ。これからも続けていくし、続けていくためには経営改善を図る必要があると思っています。輸入飼料作物の影響を受けないよう自給飼料のトウモロコシを栽培してコストを削減し、また優良種牛の精液を利用して1頭当たり産乳量の増加と暑熱対策のためミスト細霧装置等を設置して牛舎環境の改善も検討しています。」と話す田邊さんに酪農家としての覚悟と牛への接し方に愛情を感じました。



○「農業経営の法人化」意義と利点について

農業経営の改善を図る上で有効な手段となること、他産業並みの就業条件が整備されることなど、「農業」が魅力ある職業となるための基礎的条件が整備されることから農業経営の法人化が進んでいます。

農業経営の法人化の利点

- ① 経営体の円滑な継承
- ② 経営管理能力や資金調達力、対外信用力の向上
- ③ 雇用労働関係の明確化や労災保険などの適用による農業従事者の福利厚生の充実
- ④ 新規就農者を確保しやすい(労働環境の整備により雇用が円滑化)
- ⑤ 税制(課税軽減)や制度資金(融資限度額の拡大)において優遇措置

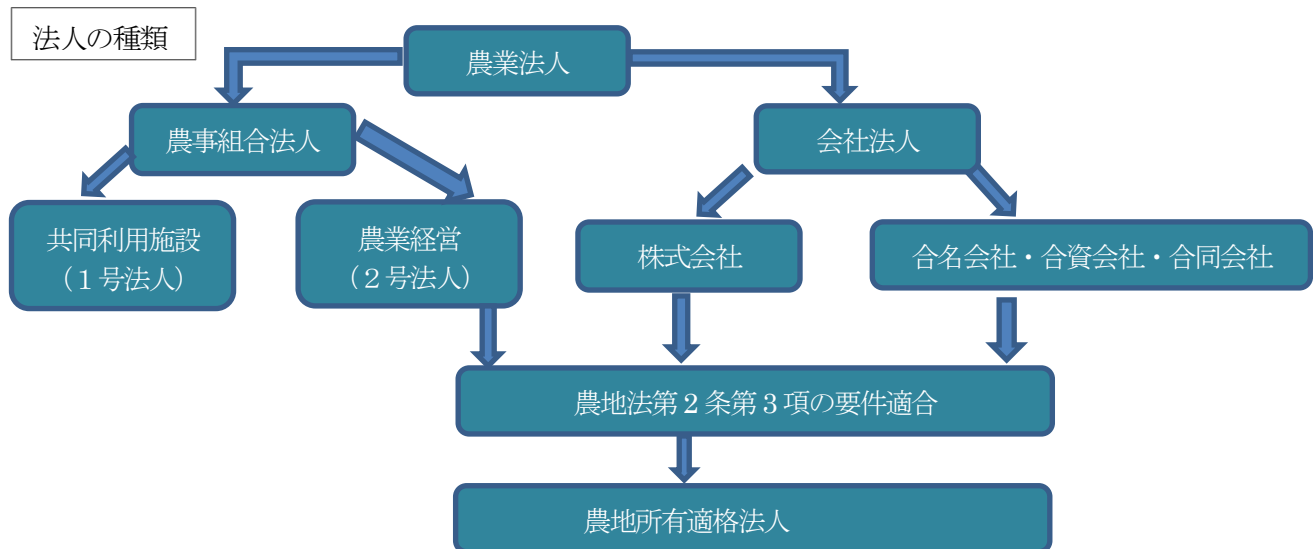
以上のメリットを受け、経営基盤が確立されることで、経営の規模拡大、多角化が期待されます。

また、新規就農や地域雇用の受け皿となるなど地域社会の活性化に果たす役割の重要性も指摘されています。

しかし、これらのメリットは法人化することによって自動的に享受されるものではなく、農業経営の継続・発展のための経営努力のなかで生み出され、獲得していくものとして理解する必要があります。

逆に法人化することによって、利益が無くとも最低限、法人税(均等割)の納税義務が発生するほか、管理コストの上昇や農地等の相続税の納税猶予制度、生前一括贈与の特例を受けられなくなる場合もありますので、自らの経営内容、状況等を多角的に検討し、法人化に着手することが大切です。

★ 法人化する場合、どのタイプの法人を選ぶのか、それぞれの法人形態の特色や自らの経営展望に照らして選択する必要があります。家族経営を法人化する場合は、株式会社の設立が一般的ですが、仲間と一緒に法人化を目指す場合や集落営農を法人化する場合には、会社法人のほか、農事組合法人も選択肢に含まれます。



「農業法人」は、農業を営む法人の総称で、法人形態は「農事組合法人」と「会社法人」とに分けられます。

この農業法人のなかで、農地法第2条第3項の要件に適合し、「農業経営を行うために農地を取得できる」農業法人のことを「農地所有適格法人」と言います。

農地所有適格法人の要件は次の4つです。

1. 法人形態要件
2. 事業要件
3. 議決権要件
4. 役員要件

(法人が農業を営むにあたり、農地を所有(売買)しようとする場合は、必ず上記の要件を満たす必要があります。)

ただし、農地を利用せず農業を営む法人、農地を借りて農業を営む法人は、必ずしも農地所有適格法人の要件を満たす必要はありません。

農地の利用権が持てる一般社団法人を設立(地域の担い手や自作希望農家が構成員となる)し、その法人が集落の農地を農地中間管理機構から借り受けて耕作する場合があります。

法人化希望の「農業者(担い手)」は、農業委員会や農業事務所へ、ご相談下さい。